

中央区地域防災計画 概要版

～災害に強いまち中央区～



平成 27 年(2015)7 月
中 央 区

目次

はじめに

1 地域防災計画とは	2
1 地域防災計画の目的	2
2 計画の策定	2
3 計画の構成	2
2 震災による被害の軽減	4
1 減災目標	4
2 中央区の被害想定	6
3 震災に対する本区の実施	8
1 地域防災力の向上	8
（1）地域防災の実施	
（2）高層住宅の防災対策	
（3）避難行動要支援者への支援	
（4）情報伝達方法の多様化	
2 帰宅困難者対策	18
（1）都区の実施	
（2）帰宅困難者一時滞在施設等の整備と運用	
（3）事業所防災対策	
3 津波（水害）対策	22
（1）津波対策の実施	
（2）屋内退避による安全確保の充実	
（3）避難指示等の判断基準	
（4）指定緊急避難場所の指定	
4 災害に強い安全なまちづくり	24
（1）住宅・建築物の耐震化の促進	
（2）災害に強い道路・橋りょう等の整備	
5 本区の防災対策の強化	26
（1）職員体制の整備	
（2）医療救護体制	
（3）動物救護対策の充実	
（4）し尿処理対策の充実	
（5）自治体間の相互支援とボランティアの受入れ	
（6）放射性物質等による影響への対策の推進	
（7）復旧・復興体制の早期構築	
4 区民、事業者の方々に期待すること	31

はじめに

中央区では、平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく中央区の新たな被害想定に対して、死者の6割減、避難者の4割減、建物の全壊棟数の6割減を減災目標として掲げ、平成25年2月に地域防災計画の大幅な修正を行いました。

その後、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、災害時の避難に特に支援を必要とする者の名簿作成や、り災証明書の早期発行などが区市町村長に求められるとともに、被災者安否情報の提供が可能になるなどの対策が示されました。また、内閣府では、過去の災害の経験等を踏まえて平成26年9月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が全面的に見直されました。さらに、平成26年7月に東京都地域防災計画が修正され、平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓等を踏まえて、災害時における都と区市町村間の連絡体制の強化など防災対策の充実が図られました。

本区においても、こうした国や都の動きに対応し、かつ、前回修正時以降の本区防災対策の進捗状況を反映するため、このたび地域防災計画を修正しました。

区では引き続き、これまでの減災目標達成に向けて防災対策の強化・推進に取り組んでいきます。また、区民や事業所をはじめ地域との連携強化を推進し、「自助」、「共助」の一層の強化を図るとともに「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組み、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。

平成27年修正の主なポイント

- 1 避難行動要支援者名簿の作成及び取扱いの明示
- 2 屋内退避による安全確保の充実
- 3 避難指示等の判断基準の明示
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 5 避難者に係わる安否情報の提供
- 6 地区防災計画制度の創設
- 7 高層住宅の防災対策の充実
- 8 動物救護対策の充実
- 9 し尿処理対策の充実



<概要版>

この冊子は、中央区地域防災計画のうち、区民や事業所の方々に知っていただきたい本区の防災対策の重要な部分をわかりやすく示したものです。

1 地域防災計画とは

1 地域防災計画の目的

区内で地震や風水害等の災害が発生した場合に、

- 1 中央区、防災関係各機関、区民が連携して力を結集し、
- 2 行うべき適切な対応の内容と、
- 3 発災前の平常時からの備え

などを定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画で、
「災害に強い中央区」を実現することを目的としています。

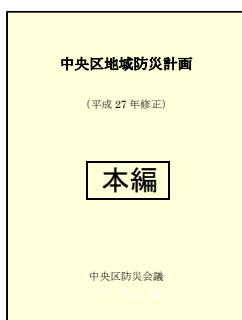
2 計画の策定

中央区地域防災計画は、パブリックコメントなどにより区民の意見も取り入れて
中央区防災会議が策定します。

○中央区防災会議(委員59名うち女性委員5名) 会長 中央区長

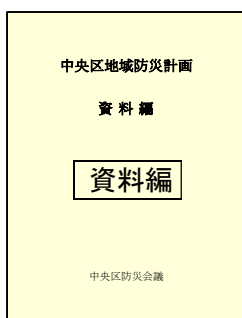
中央区、東京都(建設局、港湾局、水道局、交通局、下水道局)、警視庁、東京消防庁、消防団、
陸上自衛隊、海上保安庁、郵便局、NTT東日本、首都高速道路、東日本旅客鉄道、東京地下鉄、
東京ガス、東京電力、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域町会連合会会長、社会福祉協議会 等

3 計画の構成



<本編>

予防、応急対策、復旧・復興それぞれの段階での本区の活動態勢
や対応策について定めているほか、各防災関連機関が行う計画につ
いても定めています。



<資料編>

図表や報告書などの様式、防災協定などを別冊で掲載しています。

●中央区が発行するさまざまなパンフレット

区では、日頃から区民の皆さんや事業所の方々がいざという時に何をすべきか理解を深めていただき、日頃からの備えとしてお役立ていただけるよう、地域防災計画に基づいた自助・共助の防災対策を分かりやすく掲載したさまざまなパンフレットを発行して普及啓発に努めています。

区民の皆さん向け

わが家わがまちの地震防災

備えて安心！マンション防災

～震災時にも住み続けられる高層住宅～

わが家の地震防災計画

災害時にあわてないで行動できるよう、家族で防災について話し合う契機となるチェックリストを各防災拠点単位で作成

ポケット版防災パンフレット

各自で日ごろから携帯できるハンドブック

事業所向け

あなたのオフィスは大丈夫！？

オフィスサバイバルBook

事業所向け DVD

2 震災による被害の軽減

1 減災目標

減災目標は、東京都が公表している被害想定をもとに、大地震により発生する深刻な被害を極力少なくするため、実効性のある防災対策を推進していくに当たっての具体的な数値目標です。

中央区では、東京都の減災目標と連動しつつ平成32年度を減災目標の達成年次と定め、次のとおり減災に向けて取り組んでいきます。

目標1 死者を6割減少させる。

建物の倒壊や家具類の転倒、火災などによる死者数162人を6割減少させます。
(162人 → 65人)

目標2 住宅からの避難者を4割減少させる。

建物の倒壊、火災、ライフラインの停止などによる住宅からの避難者約45,000人を4割減少させます。
(45,000人 → 27,000人)

目標3 建物の全壊棟数を6割減少させる。

死者、避難者の減災を図るため、建物の耐震化により全壊棟数を6割減少させます。
(1,942棟 → 777棟)

減災目標達成のための主な取り組み

① 耐震改修促進計画などによる建物の耐震化推進

- ・ 木造住宅の耐震補強等に対する助成・融資あっせん
- ・ マンションの耐震補強等に対する助成
- ・ 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強等に対する助成
- ・ 中央区まちづくり基本条例に基づく耐震化、開発事業の推進

② 家具類転倒防止、出火防止、延焼拡大防止の推進

- ・ 家具類転倒防止の普及啓発、器具のあっせん
- ・ 出火防止に関する普及啓発
- ・ 消火器等初期消火資器材のあっせん
- ・ 防災区民組織が行う災害対策活動への支援
- ・ 高層住宅防災対策の推進

③ 地震発生時の身の安全確保要領の普及啓発

- ・ 防災訓練における参加者拡大の推進
- ・ 起震車等による普及啓発

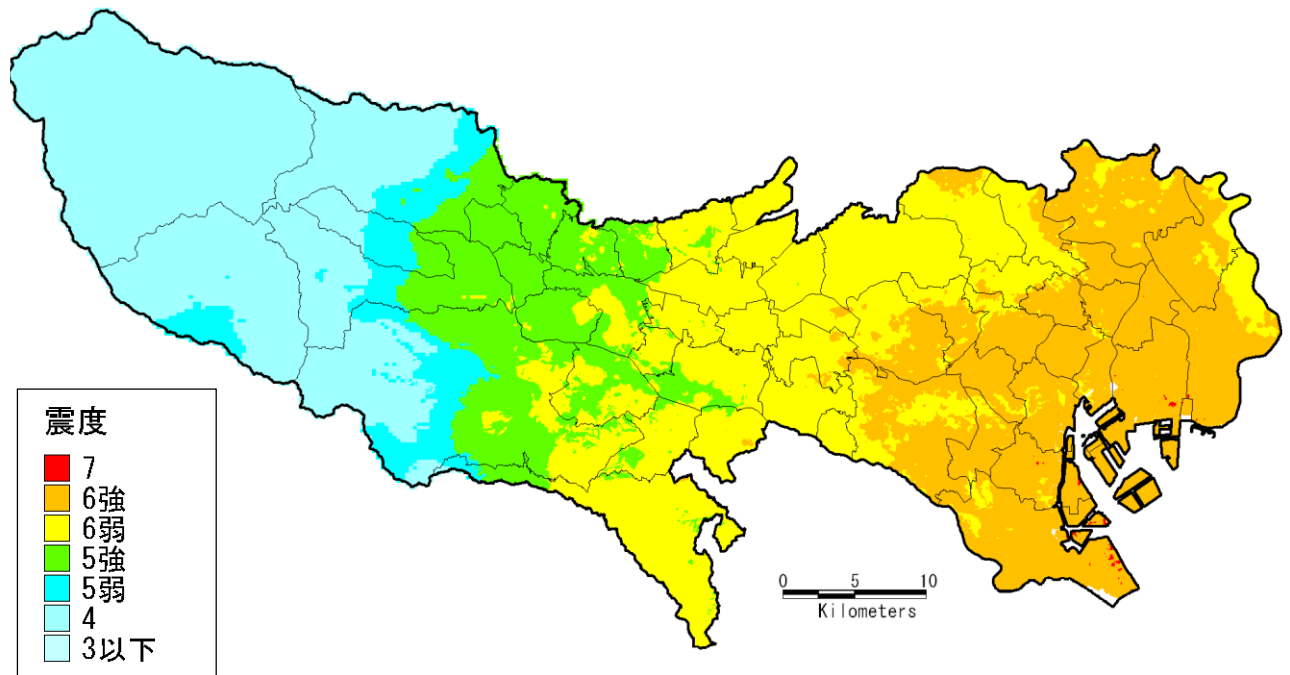
④ 在宅被災者に対する支援体制の確立

- ・ 支援物資の在宅避難者への提供

⑤ 家庭における飲料水の備蓄推進、飲料水の供給体制の整備

- ・ 飲料水の備蓄に関する普及啓発、あっせん
- ・ スタンドパイプの配備、庁有車による給水計画の策定

東京湾北部地震M7. 3 震度分布予想図



2 中央区の被害想定

東京都は東日本大震災を踏まえ、首都直下地震等による新たな被害想定を平成24年4月18日に公表しました。本区においては、そのうち人的被害が最大となる東京湾北部地震と津波による被害が最大となる元禄型関東地震の被害想定を計画の前提とします。

なお、東京都が平成25年5月14日に公表した南海トラフの巨大地震についても併せて表記します。

1. 東京湾北部地震(東京都公表 平成24年4月18日)

震 源	東京湾北部	震 度	6強 一部7
規 模	マグニチュード7.3	気象条件	冬の12時・18時、風速8m/秒
発生確率	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」公表 平成16年8月23日 南関東で発生するM7程度の地震 今後30年以内に70%		

事 項		被 害 想 定	
		冬12時、風速8m/秒	冬18時、風速8m/秒
建物被害	建物全壊件数	1,942 棟	
人的被害	死者	162 人	151 人
	(うちゆれ・液状化建物被害)	(157 人)	(146 人)
	(災害時要援護者)	(12 人)	(14 人)
	負傷者	8,533 人	7,275 人
ライフライン支障率	避難者	44,570 人	44,773 人
	(うち避難所生活者)	(28,971 人)	(29,103 人)
	上水道	68.5%	
	下水道	29.5%	
	ガス	2.6%~100%	
	電気	40.3%	40.5%
	電話(固定)	1.8%	2.0%
帰宅困難者		309,315 人	
		(※東京駅を起点に4km圏内に存在する人数) 551,627 人	
エレベーター閉じ込め台数		585 台	
津波による浸水被害	最大津波高(満潮時・水門閉鎖)	1.88m	
	最大津波高(満潮時・水門開放)	1.88m	
	最大津波の到達時間(東京湾)	3~7 分	
	水門開放時	全壊棟数	なし
	の建物被害	半壊棟数	なし
	水門閉鎖時の人的被害	なし	

2. 元禄型関東地震(東京都公表 平成24年4月18日)

震 源	相模トラフ沿い	震 度	6強
規 模	マグニチュード8. 2	気象条件	冬の1 2時、風速8m/秒
発生確率	元禄型関東地震(1703年発生) 平均発生間隔2,300年程度 今後30年以内にほぼ0%		

事 項		被 害 想 定	
		冬1 2時、風速8m/秒	
津波による浸水被害	最大津波高(満潮時・水門閉鎖)	2.51m	
	最大津波高(満潮時・水門開放)	2.39m	
	最大津波の到達時間(東京湾)	2 時間 20 分	
	水門開放時 の建物被害	全壊棟数 半壊棟数	39 棟 467 棟
	水門閉鎖時の人的被害	なし	

3. 南海トラフの巨大地震(津波)(東京都公表 平成25年5月14日)

震 源	南海トラフ沿い	震 度	5強(区内の最大震度)
規 模	マグニチュード9. 1	気象条件	—
発生確率	発生時期の予測はできないが発生頻度は極めて低い		

事 項		被 害 想 定
最大津波高(満潮時・水門閉鎖)		2.46m
最大津波高(満潮時・水門開放)		2.28m
最大津波の到達時間(中央区)		3 時間 23 分

3 震災に対する本区の実施

1. 地域防災力の向上

防災対策において「自助」、「共助」が大きな力を発揮することは、阪神・淡路大震災など、これまでの震災からも明らかになっています。東日本大震災等の激甚災害や想定される首都直下地震においても発災直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しいことから、若い世代から高齢者まで区民一人ひとりの防災意識の向上や防災区民組織・消防団と連携した地域における初期消火、自力で避難することが困難な避難行動要支援者などの救出・救助体制の取組を促進していくことが重要です。

大地震により発生する被害を最小限にするためには、こうした「自助」、「共助」の一層の強化を進めるとともに発災時間や曜日、季節等にも考慮し、「公助」としての各防災関係機関との連携体制の強化を進めていきます。

(1) 地域防災の実施

●避難の必要性

発災時、自宅での生活が可能で危険がなければ、自宅に留まり、避難する必要はありません。しかしながら、災害時に自宅の倒壊や焼失により自宅での生活が困難になったとき、避難勧告や避難指示が発せられたときなどに慌てないよう、普段から「どういうときに、どうやって、どこに避難するのか」を確認しておくことが大切です。

●どうやって避難するのか

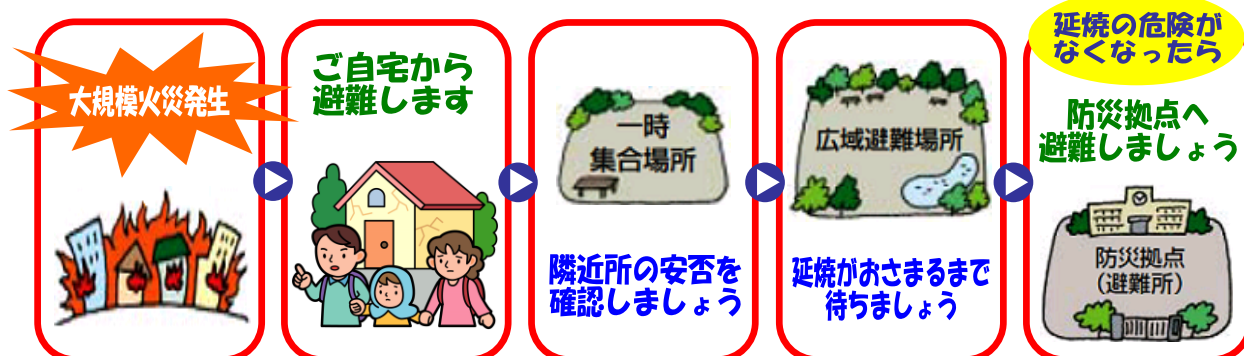
① 通常避難（指定された小中学校等の防災拠点(避難所)への避難）



※直接又は町会、自治会等で決められた場所に集合してから防災拠点に避難します。

② 大規模火災のおそれがあるときの避難

(東京都の被害想定では、都市化が進んだ中央区は大規模延焼火災の可能性がほとんどありません)



●避難所等の種類

指定避難所

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させたり、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を市町村（区）が指定します。

<中央区の指定避難所>

防災拠点（避難所）の23ヶ所、副拠点の6ヶ所、福祉避難所の12ヶ所

① 防災拠点(避難所)（23ヶ所）

大地震等の大災害が発生した際、住宅被害で在宅できなくなった方などを一時的に保護する避難所として、区立小中学校等の公共施設23ヶ所を指定しています。

また、地域の防災活動拠点としても位置付けており、被災者だけでなく拠点周辺の在宅被災者に対しても引き続き生活ができるよう、応急手当てや、資器材や食料・水・生活物資の配布など、さまざまな情報の収集・提供をする場となります。

② 副拠点（6ヶ所）

避難者が多くなり防災拠点に収容が不可能な場合は、周辺の公共施設に副拠点を設置します。

また、晴海地域においては、防災拠点までの距離を考慮して発災当初から副拠点を設置します。副拠点は主に寝泊まりする場所として利用します。

③ 福祉避難所等（体制が整い次第順次開設：12ヶ所）

区では、防災拠点で生活することが困難な要介護高齢者や障害のある方などを対象に福祉避難所を開設します。福祉避難所は、ライフラインの復旧や介助者の確保など受入体制を整えた後に開設します。

なお、専門的な介護等が必要で自宅や防災拠点での療養が困難な方については、特別養護老人ホーム等において緊急入所による対応を行います。

指定緊急避難場所

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など災害の種類ごとに施設や場所を市町村（区）が指定します。

<中央区の指定緊急避難場所>

「地震」 防災拠点（避難所）の23ヶ所、ほっとプラザはるみ

「大規模な火事」 広域避難場所の4ヶ所

・ 広域避難場所（4ヶ所）

地震に伴って大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るため避難する場所です。広い公園や耐火性の高い建物が多い地域など区内4ヶ所が東京都により指定されています。なお、銀座や日本橋など区内の約半分は、火災が拡大する危険性が低く、避難する必要がないことから「地区内残留地区」（避難の必要がない地区）となっています。

一時（いっとき）集合場所（38ヶ所）

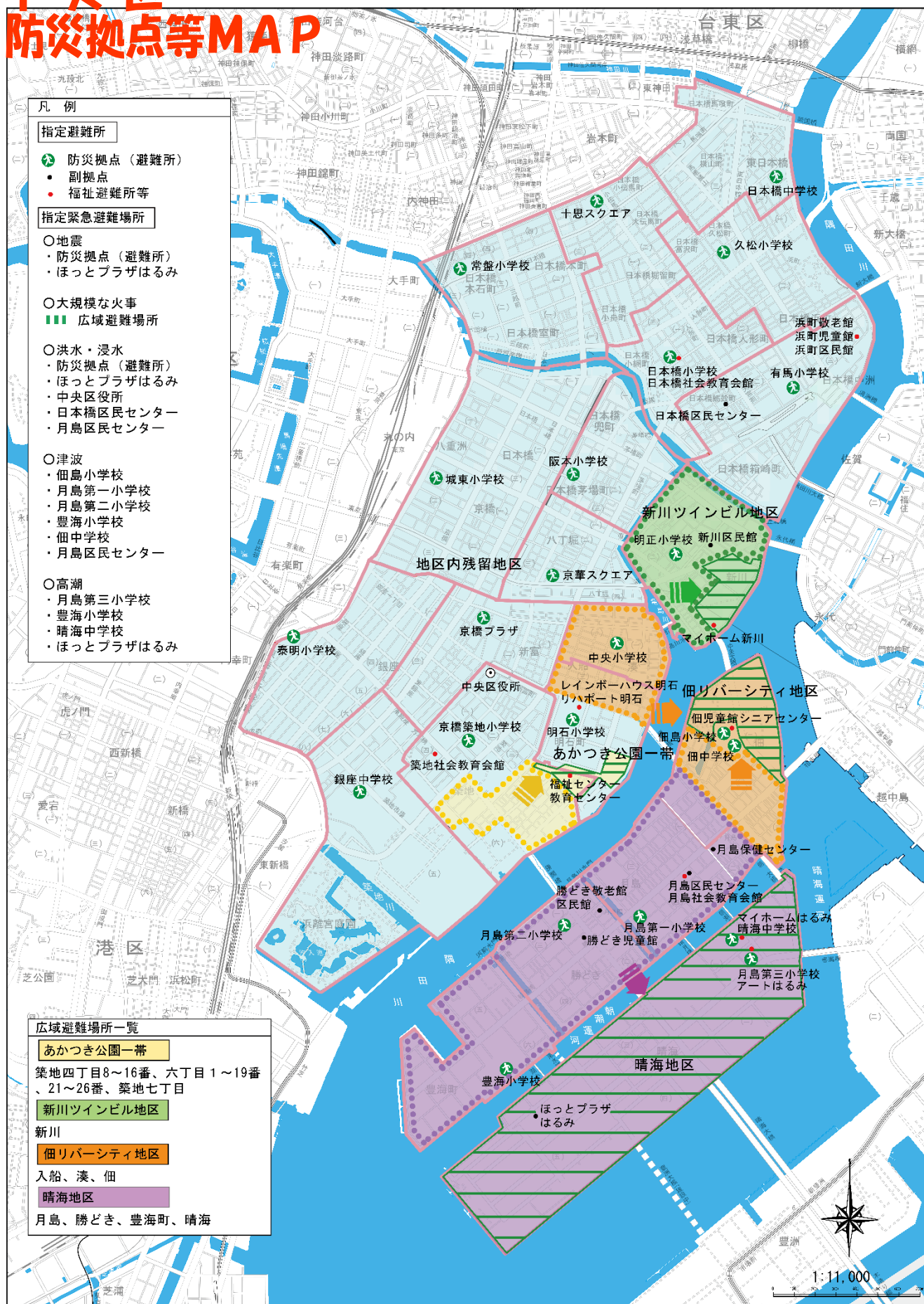
広域避難場所等へ避難する前に、一時的に集合して様子を見たり、避難のために集合するための場所で、公園など38ヶ所（京橋地域15ヶ所、日本橋地域15ヶ所、月島地域8ヶ所）を指定しています。

※洪水等水害の場合の「指定緊急避難場所」については、P23に記載しています。

3 震災に対する本区の取組

1 地域防災力の向上

中央区 防災拠点等MAP



●防災拠点の開設・運営

平成23年3月11日の各防災拠点で生じた課題を踏まえて、防災拠点の委員と区の指定職員の参集基準を震度5弱とし、夜間や休日発災にも迅速に対応できる初動態勢を図っています。

開設に当たっては各地域（防災拠点運営委員会）が主体となつて、区の職員が参集する前でも防災拠点を開設する必要があると委員が判断した場合には、自主的に開設できるよう、建物の鍵を委員会でも保管しています。

また、女性の視点や季節等にも配慮した防災拠点の運営ができるように各防災拠点運営委員会に働きかけていきます。

●学校における防災対策の推進

災害発生時間帯に応じた活動体制や、夜間、休日における防災拠点運営委員会との連絡体制の確保による連携強化、保護者引渡しまでの適切な対応体制の再整備、備蓄物資の充実など、平成26年3月に修正した「学校危機管理マニュアル」のもと、在校中に災害が発生した場合、児童生徒を安全な場所に一時保護し、安全確認後に保護者へ引き渡すなど、児童生徒の安全対策の充実に最優先に取り組みます。

また、児童に対しては、関係機関の協力による実践的な防災訓練を実施するとともに、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人になるために、発達段階に応じた防災教育を推進していきます。

●女性の視点を踏まえた取組

東日本大震災の被災地の教訓から、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大するため、防火防災女性の会代表の方々を中央区防災会議の委員とし、さまざまな意見を反映していきます。また、防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーに複数の女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけていきます。

●各防災拠点にある主な備蓄品

東日本大震災の教訓を踏まえ、夜間の発災やライフラインの途絶、女性や要配慮者への配慮など各防災拠点の備蓄品の充実を図っています。また、各防災拠点に整備する災害用の倉庫について、資器材の出し入れを考慮するとともに十分なスペースを確保するための設置場所の見直しを進めています。

① 情報収集・伝達用資器材

トランジスタメガホン、緊急告知ラジオ、テレビ、ホワイトボード、防災伝言シート、ワイヤレスアンプ

② 初期消火、救助用資器材

消火器、バケツ、ロープ、かけや、なた、バール、つるはし、のこぎり、エアージャッキ

③ 照明用資器材

投光器、灯油、ガソリン、乾電池、ガスボンベ式発電機、バルーンライト、LED ランタン、ヘッドライト



④ 給食・給水用資器材

バーナ炊飯器、かまどセット、焚き木、カセットコンロ・ガス、やかん、炊飯袋、給水袋、食器、応急給水用資器材（スタンドパイプ）、ろ過器

⑤ 救護用資器材

医療用救急箱、担架、車いす

⑥ 生活必需品

毛布、ゴザ、簡易ベッド、組立式簡易トイレ、肌着、紙オムツ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ・歯みがき粉、簡易トイレ用凝固剤

⑦ 食料、水

サバイバルフーズ(長期保存が可能なシチューとクラッカー)、飲料水ペットボトル



●備蓄品等の提供・支援

① 給水

区内の給水拠点で提供するほか、区の公共施設や小中学校の受水槽などに約1,500m³の飲料水を確保しているほか、民間の受水槽所有者（40施設、約1,640m³）とも供給協力協定を締結しています。

さらに、屋外水栓から直接給水ができるスタンドパイプの配備や給水タンクによる応急給水体制の整備をしています。

② 食料

原則として防災拠点に避難された区民の方や在宅での炊事が不可能な方を対象として、防災拠点の備蓄食料のほか区が管理する備蓄倉庫からも各防災拠点に搬送し、防災拠点で配布します。

区ではこうした方々の3日分を目安に備蓄しているほか、通常の食事が摂れない高齢者等にはおかゆを、乳幼児には粉ミルク等、要配慮者に対する備蓄食料も用意してあります。また、精米や麺類については関係組合と優先供給の協定を締結しています。

③ 生活必需品

原則として防災拠点に避難された区民の方や在宅での生活において必要がある方を対象に防災拠点で配布します。

●在宅被災者への支援

避難所に収容された被災者を対象として実施するとともに、在宅被災者に対しては、町会、自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等に、近くの防災拠点を通じて配布します。

●地区防災計画制度の創設

区市町村の一定の地区内（町会・自治会など）の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、区の判断で地区防災計画を中央区地域防災計画に位置付けることができるほか、地区居住者等が、中央区防災会議に対し、中央区地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めています。

○ 中央区の取組

区では、各防災拠点運営委員会（21委員会）による防災訓練の実施や災害時活動マニュアル作成などの取組を地区防災計画として地域防災計画に位置付けます。

（２）高層住宅の防災対策

中央区では、マンションなどに居住する世帯が88%に達し、大地震発生時には、ライフラインやエレベーターの停止により居住者はもとより区民生活に大きな影響が出ることは明らかなです。東日本大震災を踏まえて区内の分譲マンションを対象に行った「マンション防災対策自己点検調査」においても、3月11日は約8割のマンションでエレベーター停止により影響があったと回答しています。

高層住宅は一般住宅に比べ構造的に耐震上の安全性は高いうえライフラインの安全性にも優れていることから、高層住宅にお住まいの方々が避難所に避難することなく住宅で継続して生活できるよう、居住者への防災対策の普及啓発を進めるとともに、防災マニュアルづくりや防災対策優良マンション認定制度等により高層住宅の防災対策を推進します。

【対象】

区内マンションの管理組合、自治会などの組織

【事業内容】

- ①防災マニュアルの作成支援
- ②防災アドバイザーの派遣
- ③防災講習会の開催
- ④防災対策優良マンションの認定制度



防災アドバイザーの派遣



マンション防災訓練



マンション向け防災講習会



(3) 避難行動要支援者への支援

高齢者や障害者などのうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、平常時からさまざまな取組を進めて地域で支え合う支援体制を整えることが重要です。

●災害時地域たすけあい名簿

災害対策基本法の「避難行動要支援者名簿」にあたる名簿として、区では「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。

① 登録対象となる方

災害時地域たすけあい名簿の登録対象者は、区内在住で次のいずれかに該当する方です。

(施設等に入所されている方を除く。)

- ・75歳以上でひとり暮らしの方
- ・介護保険における要介護3から5に該当する方
- ・身体障害者手帳(第1種の記載があるもの)を所持する方。言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不自由の1級から3級に該当する方
- ・愛の手帳の1度から2度に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方
- ・その他災害時の支援が特に必要な方

② 名簿の提供先

名簿の情報提供に関して本人の同意が得られた場合は、災害の発生に備えてあらかじめ警察、消防、民生・児童委員、防災区民組織、介護サービス事業者(これらを「避難支援等関係者」といいます。)に提供します。ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等に必要な限度で名簿を提供します。

●避難行動要支援者の支援体制の整備

区は、関係機関と連携・協力し、発災時における安否確認や避難誘導、避難所や自宅残留時の生活支援が適切に行えるよう、災害時地域たすけあい名簿等を活用して避難行動要支援者の支援体制を整備していきます。

●民間事業者との連携強化

区では、災害時における要介護高齢者の安否確認や介護サービス提供等に関して区内の介護サービス事業者と協定を締結しています。

(4) 情報伝達方法の多様化

東日本大震災の被災地では、地震による停電や津波により住民への情報伝達が途絶え、その後の避難所や在宅被災者に対しての情報発信や把握が困難であったことを踏まえ、災害に強い情報伝達手段の活用や多角化を図り、正確かつ迅速な情報提供・収集を行います。

●区からの情報提供手段

区では災害時、区民のみなさん等への情報提供のため、次の情報提供手段を整備しています。

① 防災行政無線

災害時、屋外に設置している防災スピーカー（区内88カ所）から放送します。

② 緊急告知ラジオ

防災行政無線の補完手段として、区民や事業所に有償頒布しています。

③ 広報車

④ ホームページ・ツイッター・フェイスブック

大地震などの災害時に区ホームページのトップページを災害対策本部のページに切り替え、情報を提供します。

また、ツイッターやフェイスブックとも連動させ、迅速かつ的確な情報提供を行っていきます。

ホームページアドレス <http://www.city.chuo.lg.jp/>

（モバイルサイト） <http://www.city.chuo.lg.jp/mobile/index.html>

QRコード



（スマートフォンサイト） <http://www.city.chuo.lg.jp/smph/>

QRコード



ツイッター https://twitter.com/chuo_city

フェイスブック <https://www.facebook.com/tokyochuo.city>

⑤ 安全安心メール

気象警報・注意報、地震情報などを登録者にメールで配信します。

⑥ 全国瞬時警報システム（Jアラート）

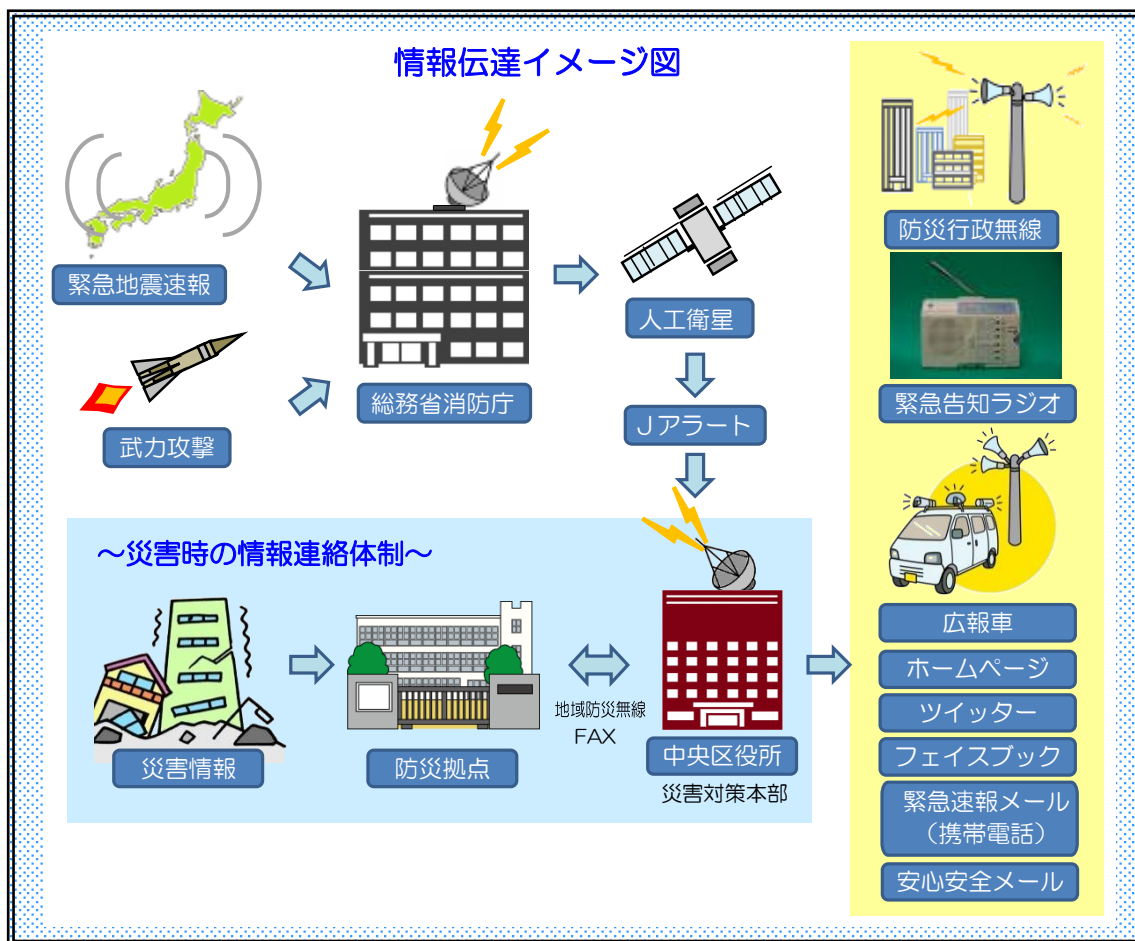
国から発せられる災害情報などについて、防災行政無線、緊急告知ラジオを通じて配信します。

⑦ 多言語放送

災害・防災時の協定を締結している中央エフエムから、外国語で本区の災害情報を提供します。

⑧ 緊急速報メール

区民や事業者、来街者等の生命に影響を及ぼす緊急な情報については、緊急速報メールにより中央区のエリアにいる方々の携帯端末に情報配信をします。



●区からの情報提供内容

中央区内に関する災害情報等については、関係機関からの情報が入り次第、下記の情報を提供していきます。

- 被災者に緊急に知らせるべき情報
- 道路や交通機関の情報
- 電気、ガス、水道や電話などの停止・復旧状況
- 建物被害、火災発生や浸水の状況
- 防災拠点の開設状況
- 帰宅困難者一時滞在施設等の開設状況
- 医療機関の開設状況、医療救護所の開設状況 など



国から発せられる災害情報については、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）により迅速に区民に情報提供していきます。

○緊急地震速報（震度５弱以上）○大津波警報○気象等の特別警報○津波警報
○東海地震予知情報○東海地震注意情報○弾道ミサイル情報○航空攻撃情報
○ゲリラ・特殊部隊攻撃情報○大規模テロ情報○その他国民保護に関する情報

●本区の情報収集手段

区では、各防災拠点や警察、消防等各関係機関との間において、地域防災無線や無線ファクスにより、相互通信ができる体制を構築しており、発災時には各地域の被害状況や防災拠点、帰宅困難者一時滞在施設等の状況を収集・把握し、円滑な応急態勢を整備します。

●安否情報の提供

区は、防災拠点等に避難した被災者の安否を把握するとともに、警察、消防、医療機関等と連携して死亡者、負傷者等の情報収集に努め、収集した情報に基づいて、被災者の家族、職場の関係者、知人等からの安否情報の照会に対して、照会者の区分に応じ、安否情報を提供します。

通信事業者のさまざまな情報伝達手段

災害時には、通常の電話回線は通信規制や輻輳によりつながりにくくなるため、安否確認等には、各通信事業者の下記サービスを活用しましょう。

◎ 災害用伝言ダイヤル「１７１」（ＮＴＴ）

開設する時期は、テレビやラジオ等で公表されます。

- （基本操作）
- ① 「１７１」をダイヤル
 - ② 録音「１」又は再生「２」を選ぶ
 - ③ 被災地の方の電話番号を市外局番から入力
 - ④ メッセージの録音又は再生をします。



◎ 災害用伝言板「web 171」（携帯電話事業者等）

被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web 171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。

※詳しくは、ご利用中の各携帯電話事業者等に確認しておきましょう。

2. 帰宅困難者対策

平成23年3月11日の東日本大震災では本区は震度5弱で直接の被害は僅少であったものの、交通機関の停止により首都圏全体で515万人の帰宅困難者が発生しました。また、東京都の新たな被害想定では東京湾北部地震で約517万人、中央区では約30万人の帰宅困難者が発生するとされています。

東京都は平成24年3月「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し自助・共助・公助の視点に立ち、事業所からの一斉帰宅の抑制と帰宅支援、安否確認と情報提供のための体制整備に向けた取組を進めています。

区では60万人を超える昼間人口を抱える地域特性から、事業所や大規模集客施設からの帰宅困難者の発生抑制や混乱防止に向けた普及啓発などを進めるほか、旅行者、買い物客等の来街者対策として、高齢者や女性にも配慮した一時滞在施設等の確保や備蓄について取り組んでいきます。

(1) 都区の取組

東京都は帰宅困難者対策に関する各種ガイドラインを作成するとともに、平成24年11月に東京都帰宅困難者対策実施計画を定め、都が担う対策を明記しています。

区では都と連携を図るとともに都心である本区の地域特性も踏まえ、帰宅困難者対策を推進していきます。

	都	区
一斉帰宅の抑制 ○企業等における従業員等の一時収容対策（従業員対策） ○大規模集客施設や駅等における利用者の保護（施設利用者対策）	・帰宅困難者対策条例による従業員の一時帰宅の抑制及び水・食料の備蓄 ・家族等との安否確認手段の確保 ・施設内待機及び利用者の保護 ・利用者保護ガイドラインの作成	・事業所パンフレット・DVDの作成や出前講座等による一斉帰宅の抑制、利用者保護、飲料等の備蓄、安否確認手段の普及・啓発の促進 ・大規模集客施設や駅等との協定
一時滞在施設等の確保 ○行政と民間事業者の協力による一時滞在施設等の確保（来街者等対策）	・公的施設・民間施設の確保 ・一時滞在施設ガイドラインの作成	・再開発等で整備される一時滞在施設等の活用 ・事業所との協定の拡充
帰宅困難者等への情報提供 ○帰宅困難者等に対する正確な情報提供に必要な体制の整備	・情報提供ガイドラインの作成	・防災行政無線（スピーカー）、ホームページ、メール配信、一時滞在施設等への案内マップのほかSNS、デジタルサイネージなど多様な情報伝達手段の整備
駅周辺等における混乱防止	・駅前滞留者対策の協議会の設立	・中央区帰宅困難者支援施設運営協議会の活動支援
徒歩帰宅困難者への支援	・災害時帰宅支援ステーションの確保	・徒歩帰宅の留意事項の普及・啓発の促進
帰宅困難者の搬送体制の整備	・バス、船舶、タクシー等代替搬送手段の広域的な確保	・都の対策を基に搬送体制の周知の実施

(2) 帰宅困難者一時滞在施設等の整備と運用

① 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会

区では、帰宅困難者受入施設として再開発に際し一時滞在施設等の整備を積極的に進めており、こうした施設に来街者等の帰宅困難者を災害時に受入れるため、民間事業者が主体となり運営にあたる「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成24年10月23日に設立しました。

② 組織

協議会は、開発事業者、鉄道事業者、地域事業者、関係機関等により組織します。

③ 役割

協議会は、民間事業者が主体となり帰宅困難者一時滞在施設等を運営するための母体であり、民間と行政の役割分担、施設運営上の中央区共通ルールとして計画を定めた上、今後整備される各地域の施設の運営についても総合的に調整を行います。

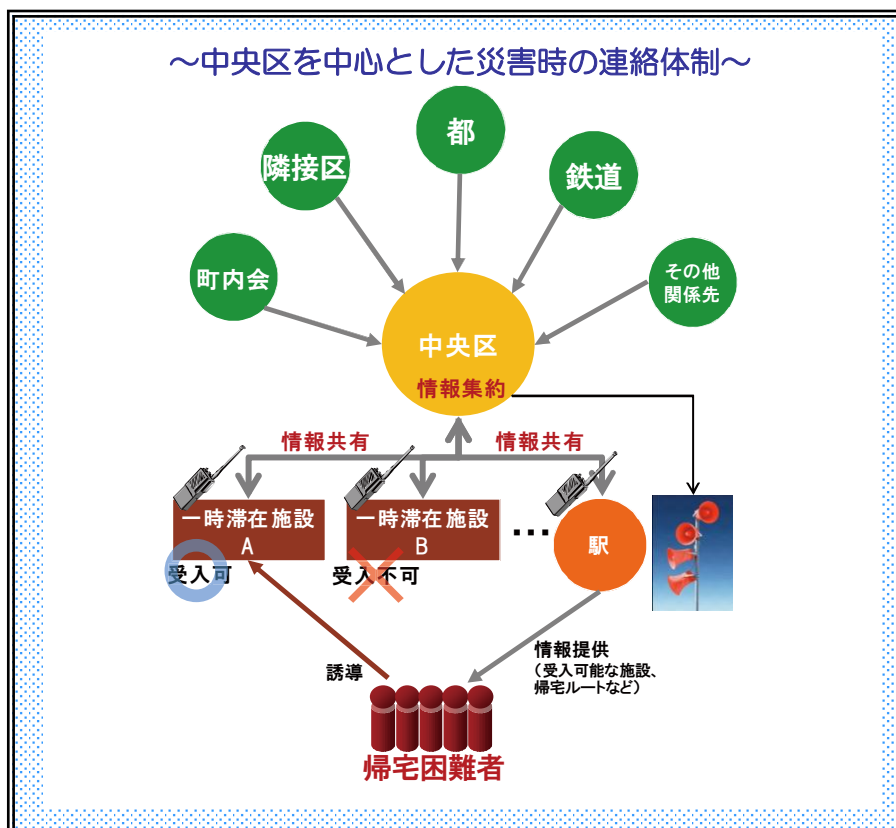
④ 帰宅困難者一時滞在施設等運営

●協議会（民間事業者等）の役割

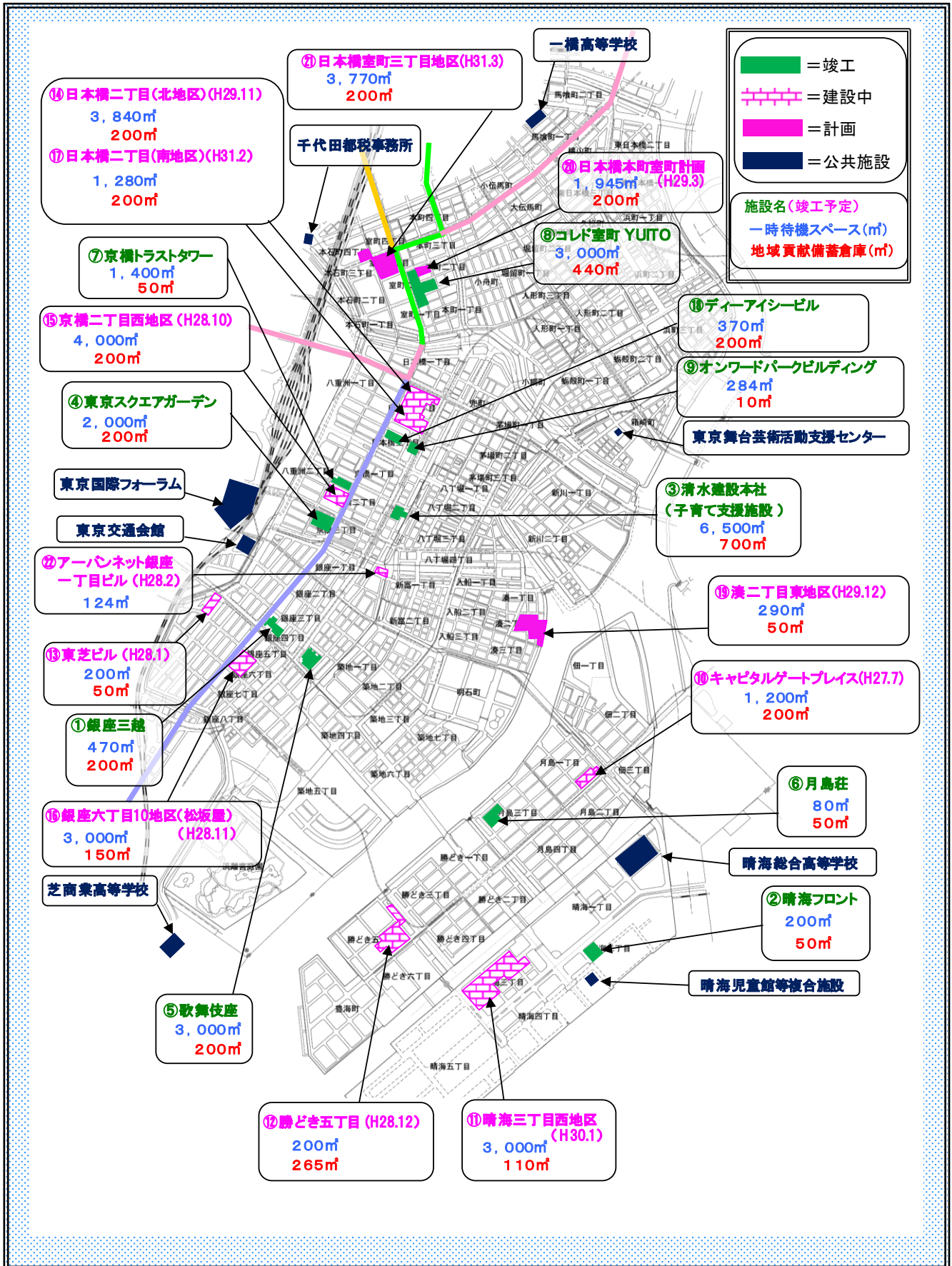
- ・施設運営計画、マニュアル等の作成・改定
- ・防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の管理・更新
- ・災害発生時の受入、情報提供、物資提供、応援要員の派遣等

●中央区の役割

- ・事務局等運営（協議会の開催、一時滞在施設等の周知、参加事業所の拡充）
- ・地域防災無線等の設置による情報伝達体制の整備
- ・災害発生時の開設指示、情報提供



～帰宅困難者一時滞在施設等整備予定図（平成 27 年 7 月 1 日）～



※一時待機スペースとは、一時滞在施設（屋内）と一時待機場所（屋外）を併せたものです。
各施設の屋内、屋外の区分は、地域防災計画資料編に掲載しています。

(3) 事業所防災対策

東日本大震災の教訓を踏まえて平成23年度に実施した「区内事業所の震災時の対応等調査」では、事業所内の安全確保、情報収集・伝達など災害時の対応体制が十分でないことが明らかになりました。従業員をはじめとする事業所からの帰宅困難者の発生を抑制するためにも、事業所においては備蓄の確保など留まる体制づくりを進めることが重要です。

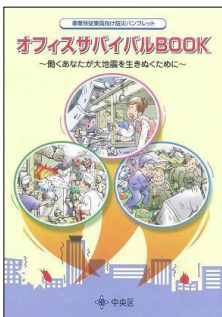
●事業所防災教育（備蓄の強化含む）

事業所の建物やオフィス内の安全対策、事業継続計画（BCP）の策定、東京都帰宅困難者対策条例に基づく従業員の一斉帰宅の抑制及び水・食料等の備蓄等を推進するための事業所防災パンフレットやDVDを作成するとともに、出前講座や業界団体等を通じた普及・啓発により事業所の災害対応能力（自助）を高めます。

また、災害時、地域住民の救出・救助や帰宅困難者に対する支援等を事業所に協力を求める「災害時協力協定」を締結し、まちと事業所が一体となった防災体制づくりを進めます。

～事業所向けパンフレット～

いずれも区のホームページからご覧いただけます。



・オフィスサバイバル Book

中央区で働く従業員1人ひとりに大地震発生時の安全確保や緊急に対応すべき行動をご理解いただけるよう、わかりやすくイラストで事業所の防災対策をまとめたものです。



・あなたのオフィスは大丈夫!?

事業所の経営者や責任者向けに、防災対策を進めるための必要な事項や災害時の事業継続・早期復旧を図るための防災マニュアルを作成する際のポイントなどをまとめたものです。

～事業所で必要な対策（例）～

- ・従業員の三日分の食料を備蓄
- ・救出救助器具、職場滞在用用具、停電対策用資器材などの備蓄
- ・女性従業員への配慮
- ・帰宅に必要な情報収集・提供方法の確認
- ・重要書類の保管・データのバックアップ
- ・OA 機器などの転倒落下防止
- ・地域との協力体制



3. 津波（水害）対策

本区において最大の津波高（2.51m）となる元禄型関東地震（平均発生間隔2,300年程度）発生時の被害想定に基づき、区では区施設等への避難誘導體制を整備しました。都では関係部局の施設整備計画に基づき、水門や陸こう、護岸整備等の強化を進めていきます。

また、南海トラフの巨大地震発生時における津波の被害想定への対応など、国や東京都の動向を踏まえた津波対策を推進します。

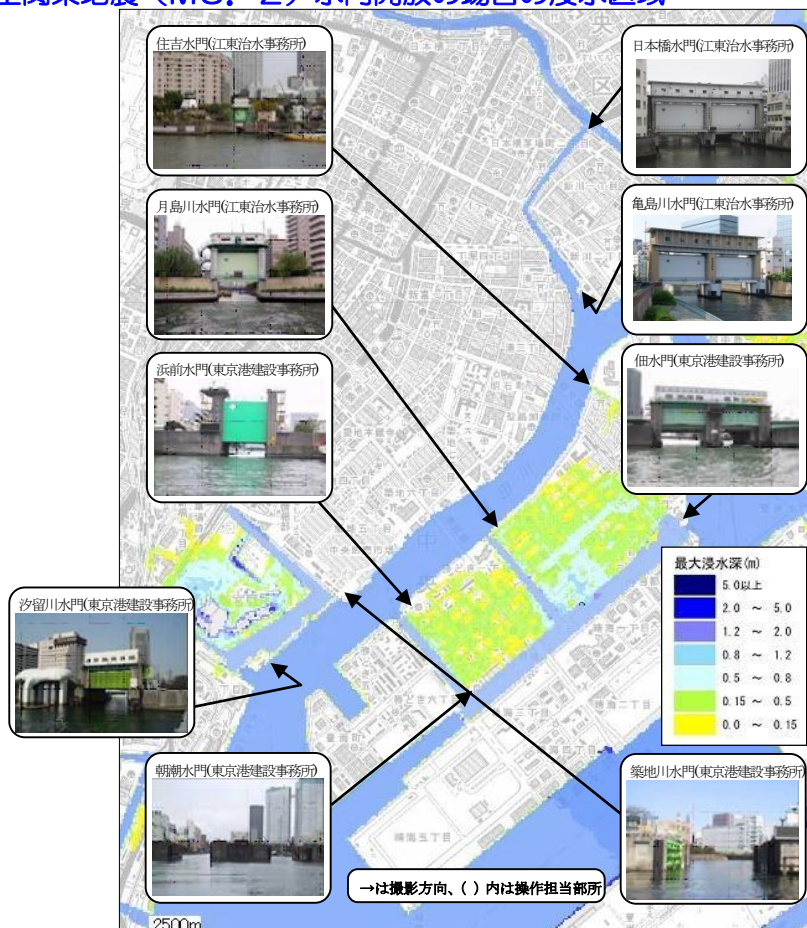
さらに、大雨による荒川右岸低地氾濫など大規模水害に対しては、広域的な避難誘導の観点からも今後の東京都の取組を踏まえて対応していきます。

（1）津波対策の取組

元禄型関東地震において水門が閉まらなかった場合に浸水が想定される佃、月島、勝どきに豊海町を加えた地域を「避難対象地域」とし、当該地域の津波発生時の避難を次のとおり定めます。（気象庁からの津波警報等が発表された場合、Jアラートにより防災行政無線及び緊急告知ラジオが自動起動して避難指示を行います。）

- ① 耐火造、準耐火造建物（概ね中高層建物）で、地震による倒壊危険等がない建物の居住・滞留者は、2階以上の上階へ避難する。
- ② 木造、防火造建物（2階程度の低層建物）の居住・滞留者は、最寄りの小学校等区施設の2階以上の上階へ避難する。

～元禄型関東地震（M8.2）水門開放の場合の浸水区域～



（２）屋内退避による安全確保の充実

大雨などにより、避難のために外出することがかえって危険な場合、区では屋内に留まったまま安全確保が図れる区民等に対しては、屋内退避の発令を行います。該当する地域の方々に、屋外の状況や避難情報に留意し、防災拠点（避難所）等へ避難するか、屋内の比較的安全な場所（２階等）に留まるなどの避難行動を促していきます。

（３）避難指示等の判断基準

国のガイドラインに基づき、避難指示等の判断基準をわかりやすく、具体的に示すとともに、空振りを恐れず早めに夜間であっても避難勧告等を出すことを基本に下記のとおり判断します。

●洪水（荒川の氾濫に伴うもの）

荒川堤防の破堤から１２時間後に区内において浸水が始まる想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示等の発令について判断します。

●津波

区 分	判断基準
避難指示	・ 気象庁から津波警報又は大津波警報が発表された場合（Ｊアラートにより防災行政無線及び緊急告知ラジオが自動起動）

●高潮（防潮堤、水門、陸こうの外側にある地域を対象に発令）

区 分	判断基準
避難準備情報	・ 気象庁から高潮注意報が中央区を含む地域に発表され、台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれのある場合
避難勧告	・ 気象庁から高潮警報又は高潮特別警報が中央区を含む地域に発表された場合 ・ 海岸管理者から海岸にかかる水防警報（洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防機関に対し水防を行う必要がある旨を警告するもの）が発表された場合 ・ その他台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれが非常に高いと判断される場合
避難指示	・ 高潮による人的被害発生のおそれが非常に高いと判断される場合 ・ 海岸堤防の倒壊又は決壊のおそれがある場合 ・ 異常な越波又は越流が発生するおそれがある場合

（４）指定緊急避難場所の指定

地震及び大規模な火事を除く「指定緊急避難場所」は次のとおりです。

- 洪水・浸水 防災拠点（避難所）の２３ヶ所
 中央区役所、日本橋区民センター、月島区民センター、ほっとプラザはるみ
- 津 波 佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校、佃中学校、
 月島区民センター
- 高 潮 月島第三小学校、豊海小学校、晴海中学校、ほっとプラザはるみ

4. 災害に強い安全なまちづくり

東日本大震災において、東北地方の太平洋沿岸では大津波によりこれまでのハード対策としての備えが破られ甚大な被害が生じました。しかしながらハード対策の有効性は否定されているものではなく、また、津波の被害を除けば都市基盤の大きな被害は無かったことから、橋りょうやインフラ事業者の耐震化などの有効性は今回の震災でも確認されています。こうしたことからハード対策についても着実に推進を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。

(1) 住宅・建築物の耐震化の促進

●住宅・建築物の耐震化の促進

減災目標の達成に向け耐震改修促進計画を見直すとともに、中央区耐震促進協議会を活用し、建築物の耐震化の促進を実行していきます。

耐震促進協議会の主な活動

- ① 外観目視による住宅等の建築物の耐震性総点検
- ② 専門家による耐震化相談窓口の設置
- ③ 耐震化に関するセミナーの開催



●民間建築物に対する防災対策の充実

区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っています。

また、新たな建築物の計画に当たっては、まちづくり基本条例や市街地開発事業指導要綱等により、防災備蓄倉庫の設置など防災対策への取組を位置づけています。特に大規模開発事業に対しては、帰宅困難者一時滞在施設の設置等、帰宅困難者対策を推進しています。

(2) 災害に強い道路・橋りょう等の整備

●都市基盤の耐震性の向上

区道をはじめ、電線共同溝、公衆便所の整備等を計画的に実施していくとともに、橋りょうについては、定期点検による状態把握、予防的な修繕及び計画的な架替えを着実に進め、橋りょうの長寿命化と道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図ります。

また、緊急輸送道路となる都道等の整備促進を働きかけ、災害に強い都市基盤を構築していきます。



落橋防止装置



落橋防止装置

●災害時に活用できるトイレ・公園施設の整備

災害時も既存のトイレを使うことができるよう防災拠点敷地内の下水道管きょの耐震化を行うとともに、断水に備え防災用井戸を設置しています。また、浜町公園、新月島公園、京橋公園には、トイレ上部を配備した地下タンク式のトイレを合わせて18基設置しており、約2万人分の汚物の貯留ができます。晴海臨海公園、明石町河岸公園には、防災用井戸を活用したマンホールトイレを設置しています。

さらに、公園、児童遊園等の公衆便所の整備に当たっては、災害時に床下ピットを便槽として利用できるように整備しており、現在、37ヶ所、約48万人分の汚物の貯留ができます。

また、公園や児童遊園に災害に活用できる、かまどベンチや太陽光照明の整備を進めています。

	京橋地域 (13ヶ所)	日本橋地域 (16ヶ所)	月島地域 (8ヶ所)
災害対応型公衆便所設置場所	- 京橋際 - 水谷橋公園内 - 新川公園内 - 亀島橋際 - 桜川公園内 - 元木挽橋際 - 元南明橋際 - 数寄屋橋公園内 - 佃大橋西詰 - 元八通八橋際 - 中央市場脇 - 霊岸橋際 - 新京橋際	- 日本橋際 - 江戸橋際 - 坂本町公園内 - 新亀島橋際 - 茅場橋際 - 小網町 - 箱崎町 - 浜町公園内南側 - 浜町公園内西側 - 堀留児童公園内 - 十思公園内 - 久松児童公園内 - 箱崎川第二公園内 - 浜町緑道内 - 江戸桜通り地下 - 常盤公園内	- 元新月橋際 - 石川島公園内 - 相生橋際 - 月島第一児童公園内 - 月島第二児童公園内 - 佃大橋東 - 黎明橋公園内 - 月島三丁目児童遊園内
かまどベンチ	(11ヶ所) - 桜川公園 - 新川公園 - 数寄屋橋公園 - 明石町河岸公園 - 越前堀児童公園 - 鉄砲洲児童公園 - 京橋公園 - 築地川公園 - 銀座公園 - 千代橋公園 - あかつき公園	(11ヶ所) - 坂本町公園 - 浜町公園 - 十思公園 - 堀留児童公園 - 蛸殻町公園 - 小網町児童遊園 - 箱崎公園 - 左衛門橋南東児童遊園 - 茅場橋北児童遊園 - 茅場橋南児童遊園 - あやめ第二公園	(10ヶ所) - 月島第一児童公園 - 石川島公園 - 新月島公園 - 豊海運動公園 - 豊海児童公園 - 佃公園 - 月島第二児童公園 - 晴海第二公園 - 晴海臨海公園 - 黎明橋公園
太陽光照明	(11ヶ所) - 桜川公園 - 新川公園 - 数寄屋橋公園 - 明石町河岸公園 - 越前堀児童公園 - 鉄砲洲児童公園 - 京橋公園 - 築地川公園 - 銀座公園 - 千代橋公園 - あかつき公園	(11ヶ所) - 坂本町公園 - 浜町公園 - 十思公園 - 堀留児童公園 - 蛸殻町公園 - 小網町児童遊園 - 箱崎公園 - 左衛門橋南東児童遊園 - 中洲公園 - 茅場橋北児童遊園 - 本石町公園	(10ヶ所) - 月島第一児童公園 - 石川島公園 - 新月島公園 - 豊海運動公園 - 豊海児童公園 - 佃公園 - 月島第二児童公園 - 晴海第二公園 - 晴海臨海公園 - 黎明橋公園

かまどベンチ



太陽光照明



5. 本区の防災対策の強化

発災時間や曜日に関わらず迅速かつ円滑な応急活動等を実施するため、業務継続計画等の効率的な活用や職員の参集体制の強化を図るとともに、実践的な防災訓練を通じて各防災関係機関との連携体制を強化し、災害時における本区の応急対応力の向上を図ります。

また、発災時には医師会・病院などの医療機関や東京都とも連携し、迅速な対応ができるよう、医療救護体制を構築します。

さらに、本区が被災した場合のバックアップ機能を高めるとともに、自治体間の相互支援体制やボランティアの受入れ体制の充実を図っていきます。

放射性物質等による影響については継続的な監視の実施等、区民生活の安全・安心に努めていきます。

(1) 職員体制の整備

●初動態勢等

区では平日昼間の発災はもとより、休日・夜間の発災時には下記の参集基準に基づき迅速な初動態勢を取ります。

態 勢	参 集 基 準	指 定 職 員	参 集 場 所
警戒勤務	休日、夜間	管理職及び応急指令員	警戒勤務室
地震警戒態勢	東京23区内で震度5弱かつ中央区内で震度4以上の地震が発生したとき	特別職、管理職、区内及び隣接区に居住する係長(主査)及び職務上参集が求められる一般職員	防災危機管理センター
臨時非常配備態勢	(1) 中央区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	防災拠点に参集する者のうちあらかじめ区長が指定した者	防災拠点
	(2) 東京23区内で震度5強以上の地震が発生したとき	区内及び隣接区に居住する職員のうち、あらかじめ区長が指定した者	防災拠点
	(3) 東海地震注意情報が発表されたとき		指定された職場 防災危機管理センター
第4非常配備態勢 (災害対策本部)	東京に震度6弱以上の地震が発生したとき	全本部職員	各所属職場 防災拠点

◎臨時非常配備職員の参集体制

東日本大震災の教訓を踏まえて実施した徒歩参集訓練の結果から、参集体制の強化を図りました。

- ・臨時非常配備職員のうち各防災拠点の参集職員の人員を6～10人配置
- ・臨時非常配備職員の約7割が徒歩で30分以内に参集可能
- ・各拠点とも男女比を配慮し、拠点運営に当たっての女性の視点に対応

●防災危機管理センター

区役所本庁舎 1 階に平時は区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、普及啓発コーナーなど情報提供と相談に応じるスペースとしての防災危機管理センターを設置しています。

災害や大規模事故等の事案が発生した時にはコーナーの展示物を移動し、情報収集・連絡の中枢を担う活動拠点となります。なお、被害が拡大し災害対策本部を設置した場合も災対指令部としての機能を担います。

●災害対策本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があるときは、区長が災害対策本部を設置します。なお、本庁舎に甚大な被害が生じた際のバックアップ機能として、日本橋・月島両出張所等に災害対策本部の設置場所を確保します。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法に伴い、機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化し、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要請等を災害対策本部の役割とします。

●ホットラインの構築

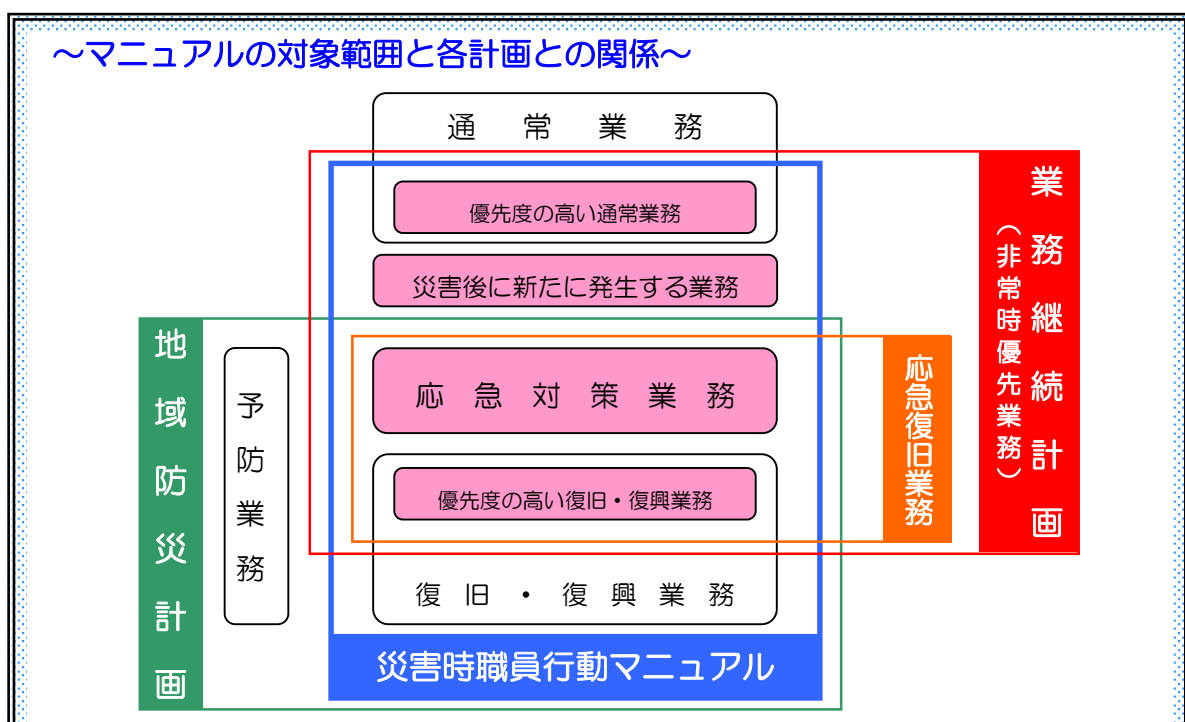
平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都危機管理監と区長との間にホットライン（携帯電話による連絡体制）を構築しました。

災害が差し迫った場合などにおいて、区はホットラインを活用して必要な助言を東京都に求め、避難勧告の発令等について判断します。

●業務継続計画（BCP）を更新し、業務継続マネジメント（BCM）へ

災害発生時にも限られた人的・物的資源を効果的に配置し、本区の業務を継続的にを行い早期復旧を円滑に行うよう、業務継続計画（BCP）を定めています。また、この計画を継続的に改善するため、業務継続マネジメント（BCM）を毎年実施しています。

なお、地域防災計画と併せて各職員が発災時に迅速に行動することができるよう、災害時職員行動マニュアルを定め、職員の機動性の向上を図っています。

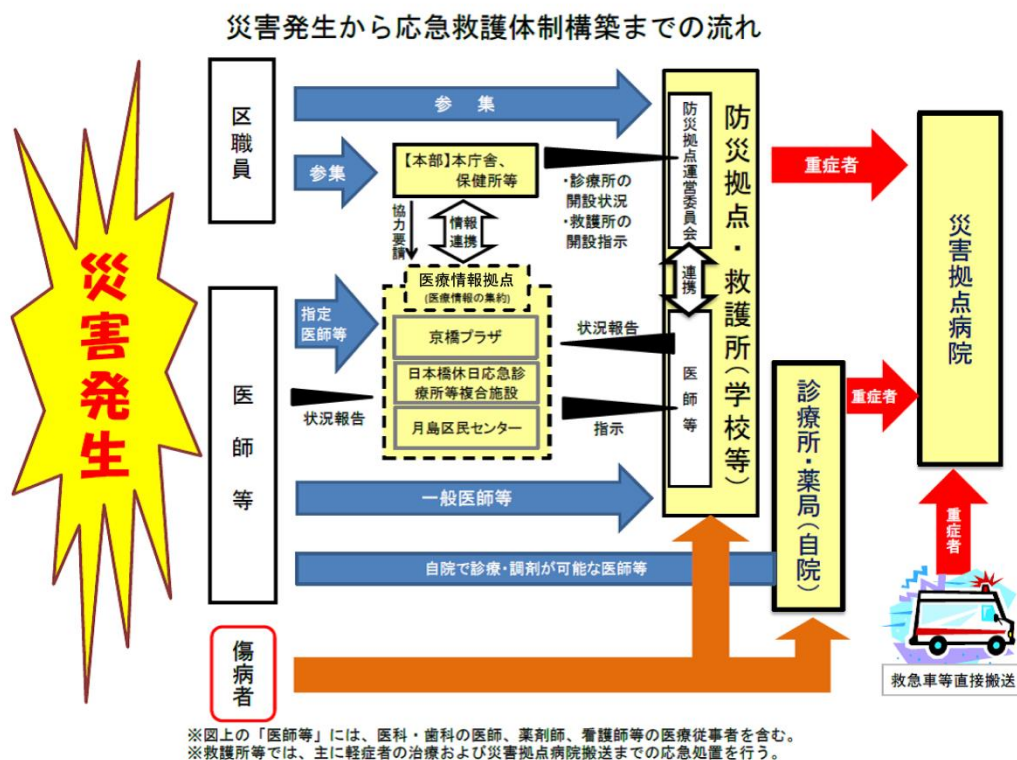


(2) 医療救護体制

●初動態勢

災害発生時には、区内の医師会等と連携を図り、傷病者のトリアージや軽傷者の手当て等、迅速な対応ができるよう連絡体制を含む初動態勢を構築し、医療救護体制を強化しています。傷病者への措置は、症状の程度に合わせて対応し、重症者については災害拠点病院へ搬送します。また、発災初動期は、地域の取組が大切であることから、普段から救命講習などの応急手当講習会への参加を促進するなど、地域の共助体制を支援していきます。

～災害発生から応急救護体制構築までの流れ～



※図上の「医師等」には、医科・歯科の医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を含む。
 ※救護所等では、主に軽症者の治療及び災害拠点病院搬送までの応急処置を行う。

●都との連携強化による新たな医療救護体制の構築

都や近隣区、医療機関などの関係機関相互の連携体制の構築により、発災直後の医療機能の体制整備を図るとともに、長期化する避難生活等による精神疾患や慢性疾患の患者に対する医療提供、さらにはメンタルヘルスクア等さまざまな対応ができるよう、継続的な医療体制の維持・確保を図っていきます。

(3) 動物救護対策の充実

平成25年6月に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」及び東京都が改訂した「避難所管理運営の指針」中に同行避難が明記されたことから、区内の各防災拠点運営委員とともに、同行避難のためのルールについて協議し、各防災拠点での被災動物の受入マニュアルを作成します。同行避難にあたっては、ペットのしつけを含めて飼い主による平常時からの準備が重要となるため、飼い主への周知を図ります。

(4) し尿処理対策の充実

災害時のし尿処理については、下水道普及率が高くバキューム車の確保が困難であることから、マンホールトイレを使用した下水道処理を優先することを原則としつつ、組立式簡易トイレにより排出されるし尿は清掃工場での焼却処理を行います。

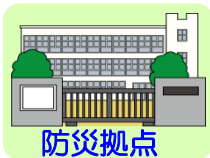
(5) 自治体間の相互支援とボランティアの受入れ

●災害時相互援助協定の締結による広域連携の強化

山形県東根市、岡山県玉野市、千葉県銚子市、特別区、宮城県石巻市、山梨県富士河口湖町と協定を締結し、広範な相互援助体制を構築しています。

～協定内容～

- ・ 食料、飲料水、生活必需品や資器材の提供
- ・ 災害の状況に応じた職員の派遣
- ・ 被災者の一時収容の施設の提供 等



宮城県石巻市との災害時相互援助協定調印式

●災害ボランティアとの連携

中央区社会福祉協議会は、災害が発生した場合、中央区災害ボランティアセンターを設置するとともに銀座プロッサムを活動拠点として、災害ボランティア活動を直接的に支援します。

また、各防災拠点等のニーズに合わせて東京都とも連携し、外国語対応などさまざまなボランティア活動の支援を行います。

(6) 放射性物質等による影響への対策の推進

●原子力施設事故対策の強化

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の情報伝達体制を整備します。

また、都との役割分担のもと、放射線量の測定結果を区民等に対して適切かつ迅速に周知します。

(7) 復旧・復興体制の早期構築

区民生活の早期復旧を図るため、建築物の応急危険度判定や家屋・住家被害状況調査を速やかに実施するとともに、生活再建支援システムを活用し、円滑な支援体制を構築します。

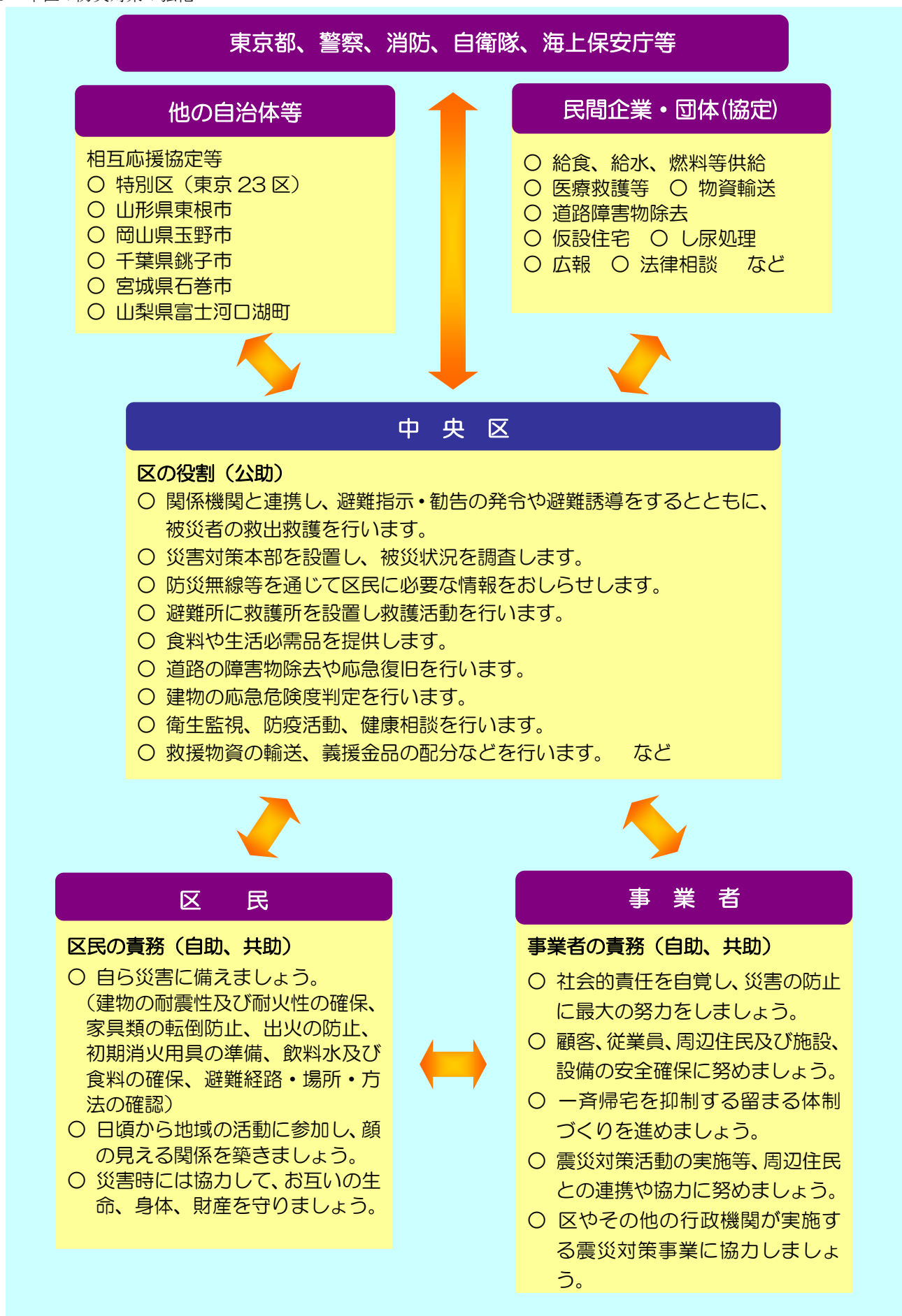
また、災害弔慰金や義援金などさまざまな支援金についても迅速かつ適正に支給していきます。

●り災証明書の早期発行体制の確保

生活再建支援システムを活用し、被災者に対して速やかにり災証明を発行できるよう発行体制を確保します。

●復興体制の整備

復興に当たっては、がれき処理等、広域的な観点からも東京都と連携し、迅速な体制整備に努めます。



4 区民、事業者の方々に期待すること

中央区地域防災計画を実現し、災害に強いまち中央区を作り上げていくためには、本区の総力を結集することはもちろんのこと、区民の皆さまをはじめ事業所の方々など、中央区を構成するさまざまな活動主体が一体となった取組が何よりも必要です。

区では「公助」として中央区地域防災計画に基づき、区民、事業所の方々の安全・安心を目指して全力を挙げて取り組んでいきます。

区民の皆さまには、まず第一に「自助」として、自分やご家族の命を守るためにも建物の耐震化や家具の転倒防止、水、食料の最低3日分の備蓄など、一人ひとりが自らの命は自分で守るよう、平時から取り組まれることを期待します。

高層住宅にお住まいの方は、発災後、建物の安全が確認されましたら、電気が復旧し、エレベーターが動くまでは自室で生活ができるよう、簡易トイレの用意などさらなる備蓄を心がけて下さい。

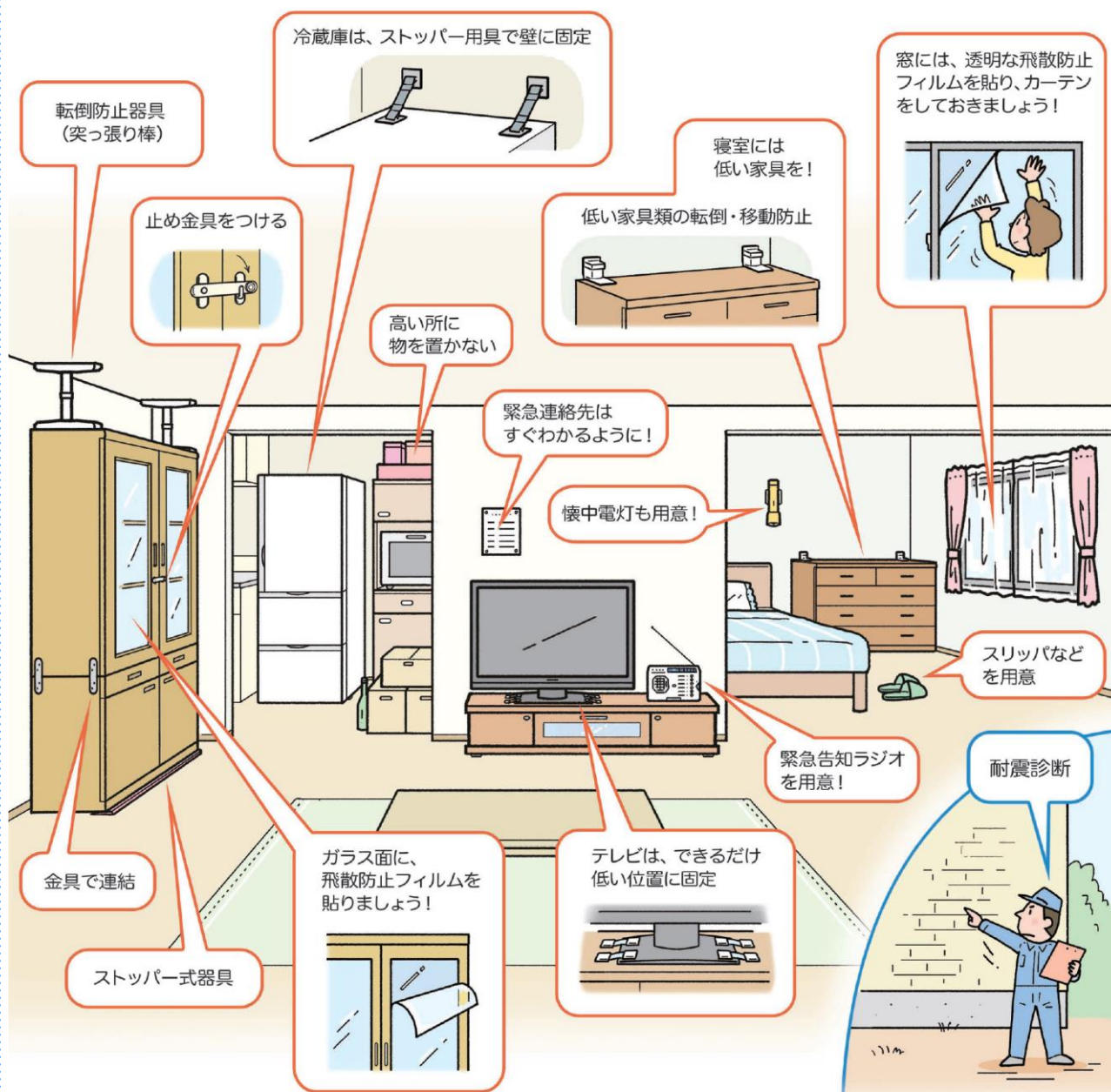
事業所においては、災害時に従業員やお客様の命と安全を守ることが責務となります。

また、従業員など自らの事業所から帰宅困難者を発生させないよう備蓄をしておくなど、日頃から留まれる体制づくりが必要です。

災害発生時には、地域における「共助」の取組が大きな力を発揮します。日頃から地域のさまざまな活動に参加するなど、いざという時に備えて顔の見える関係を作っておくことや、女性や高齢者などのさまざまな立場の方への配慮に心掛けておくことが大切です。

区民、事業所の皆さまには、近い将来に発生するとされている首都直下地震に立ち向かうため、日頃から自分の身を守り、お互いに助け合う防災の取組を期待いたします。

～命を守るために…～



MEMO

中央区地域防災計画 概要版

平成 27 年 7 月作成
平成 27 年 8 月発行

刊行物登録番号
27-050

編集発行 中 央 区 防 災 会 議
(事務局) 中央区総務部危機管理課
中央区築地 1-1-1
電話 (3543) 0211 代表

印 刷 所 株式会社 日精ピーアール